



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 令和 2 年 9 月 定例会（第 6 回） 09月23日－05号

P. 247 10 番（大原裕貴君）

◆ 10 番（大原裕貴君） ＝登壇＝日本維新の会を代表し、第 5 3 号議案、芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてについて、賛成の立場で討論いたします。

本件は、今般、問題となっているハラスメント事案の管理監督責任を取る形で提案をされており、管理監督責任に伴うペナルティーの重さについても取り沙汰されております。

しかし、個人情報絡む極めてセンシティブな案件であるが故に、ペナルティーの重さを公正・公平に判断するだけの客観的根拠が得られるとは考えにくく、最終的には感情論による判断をせざるを得ない案件であると考えます。個人的には、議員として判断する上で、感情論に基づく判断を下すことがあってはならないと考えています。

本件に関しては、追加調査が必要であるという声もあります。それについては否定するものでもなく、真相を明らかにするためにも実施をされればよいと考えます。その上で、仮にさらに責任が求められる事実が明らかになるのであれば、そのときに再度、責任の取り方を考えればよいと考えます。

本議案は、あくまで現状で明らかになっている事実に対し、市長・副市長が自らに課すペナルティーであると認識をしておりますので、その姿勢を否定するものではありません。

しかし、金銭的ペナルティーを課したから終わりということではありません。再発防止の取組を率先して実施し、組織改革の旗手となる姿勢を示し続けて、初めて責任を取ったと言えると思います。

これからの動き方が見られているという自覚を持った上で職務を遂行するよう要望し、本議案に対しては賛成をいたします。

以上で賛成討論といたします。